						（七）～（三十九）	（四十）
						（略）	法第六十一条の規定が適用される建築物
令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定が適用される建築物	令第百十二条第二十二項の規定が適用される建築物	令第百十二条第二十三項の規定が適用される建築物		令第百十四条の規定が適用される建築物	令第八条の四の規定が適用される建築物		法第六十一条第一項本文の規定が適用される建築物
（略）	令第百十二条第二十二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百十二条第二十三項の規定に適合することの確認に必要な図書	（略）	令第百十四条第六項の規定に適合することの確認に必要な図書	各階平面図		（略）
	令第百十二条第二十二項に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項	令第百九条の二の二第三項に規定する建築物に該当することを確認するために必要な事項		令第百十四条第六項に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項	令第百八条の三に該当する部分その他必要な事項を表示する位置		

		（七）～（三十九）	（四十）
		（略）	法第六十一条の規定が適用される建築物
令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定が適用される建築物	令第百十四条の規定が適用される建築物		法第六十一条本文の規定が適用される建築物
（略）	（略）		（略）